

柳川市食の自立支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

柳川市が実施する在宅の高齢者に対する「食の自立支援事業」を委託する事業者を募集します。実施業務の内容並びに同業務にかかる公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとします。

1. 事業目的

この事業は、ひとり暮らし高齢者等に対し居宅まで訪問し、給食のサービスを提供することにより、高齢者の生活の基本である「食」の確保とバランスのとれた栄養の確保による健康維持、疾病予防、更には配食時における安否の確認、健康状態の異常等の早期発見、関係機関への連絡、孤独感の解消を図ることを目的とします。

2. 業務内容

(1) 業務名

柳川市食の自立支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「柳川市食の自立支援事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 配達日及び配達物

日曜日、祝日及び市が定める休日を除く月曜日から土曜日の昼食又は夕食。

(4) 委託業者数

昼食：3事業者、夕食：3事業者。1つの事業者が昼食・夕食両方の受託をすることも可とします。

3. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間。ただし、期間満了日の3か月前までに双方いずれか一方から別段の意思表示がないときは、この契約は、同一条件をもって、2年間を限度とし1年間ごとの更新を行うこととするが、柳川市が2年目又は3年目の契約更新を行わなかった場合、柳川市は一切補償等の責任を負わないものとします。

令和5年4月からの円滑な業務スタートのため、予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

4. 1食当たりの金額

(1) 普通食1食当たりの総金額（食材費、人件費、配達料ほか全ての経費を含む。）

は、最大680円とする。その他おかずのみや特別食については事前に協議の上、各業者と料金を定めるものとします。

(2) 上記総金額のうち、安否確認と配達にかかる諸経費は330円とします。

(3) 普通食1食あたりの利用者負担金は350円以内とし、事業者が利用者から徴

収してください。

5. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 1日当たり50食以上、毎日配達できること。
- (2) 法人格を有している事業者であること。
- (3) 柳川市内もしくは近隣市町村（筑後、大川、大木、みやま、大牟田）での宅配実績が1年以上であること。
- (4) 1年以上継続して事業を実施できること。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税、市税その他の租税の滞納がないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）による「飲食店営業」の営業許可を受けていること。
- (7) 調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業所の責任によって実施できること。
- (8) 管理栄養士または栄養士が作成した献立に基づき、高齢者向けの栄養バランスの取れた食事が提供できること。
- (9) 普通の食事と、やわらかめのご飯、刻み食など、咀嚼、嚥下能力の低下に対応した食事の選択に応じて提供できること。また、減塩食・糖尿病食なども対応可能であること。
- (10) この事業に携わる者は、損害賠償保険等に加入し、補償に備えること。
- (11) 国が定める「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」（平成8年5月13日老振第46号老人保健福祉局長通知）の基準を満たすものであること。
- (12) 国が定める「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月健発0330第6号）に準拠していることが望ましい。
- (13) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、柳川市における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (14) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがないこと。
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。

6. 参加手続

参加希望者は、次のとおり申請書類等一式を提出してください。

なお、期限までに申請書類等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができません。

(1) 申請書類等

ア 公募型プロポーザル参加届（様式第2号）

イ 業者概要等調書（様式第3号）

ウ 暴力団等の関与のない旨の誓約書（様式第4号）

エ 登記事項証明書（法務局が発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）

オ 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（直近のもの）。法人市民税納税証明書（直近のもの）、固定資産税納税証明書（償却資産を含む、直近のもの）。ただし、3か月以内に発行されたもの。

カ 企画提案書（様式第5号）

① 事業者概要

② 配食サービス実施の能力及び実績

③ 食の自立支援事業の実施にあたっての理念・目標等

④ 調理・配達に係る作業工程

⑤ 調理・配達における配慮・工夫

⑥ 職員体制、職員衛生管理体制

⑦ 設備・器具類の安全管理体制

⑧ 衛生管理・苦情処理・事故防止対策

⑨ 緊急時（問題発生時）の具体的対応方法

⑩ 個人情報保護の措置

*業務マニュアルや緊急対応マニュアルがある場合は、その提出でも可とする。

キ 柳川市食の自立支援事業業務委託費用見積書（様式第6号）

ク サービス内容申請書（様式第7号）

ケ 提供する弁当（案）の写真、およびメニュー（栄養表示付き）（6食分）

コ 業務処理責任者及び従事者名簿（任意様式）

サ 緊急時対応体制連絡表（任意様式）

シ 営業許可書の写し

ス 管理栄養士等の免許証又は資格証明書の写し

セ 事業所の写真（厨房設備含）

ソ 利用者説明用パンフレット（任意様式）

(2) 提出期間

令和5年1月5日（木）～1月31日（火）までの市の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出前に福祉課高齢者福祉係まで連絡の上、直接窓口へ持参すること。郵送による提出は不可とします。

(4) 提出場所

柳川市本町 8 7 番地 1 (柳川市役所柳川庁舎 1 階 1 2 番窓口)
柳川市 保健福祉部福祉課 高齢福祉係
電話 0944-77-8516 (直通)

(5) 申請書類作成時の留意事項

- ア 提出は、1つの時間帯につき1件とする。昼と夕どちらも希望する場合はどちらも提出することができる。
- イ 企画提案書等は、それぞれ所定の様式とします。
- ウ 申請書類等及び質問書の様式については、柳川市ホームページの新着情報(HPアドレス <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/kenko.html>)からダウンロード、又は福祉課高齢者福祉係窓口にて配布しています。
- エ 提出部数については、正本1部、副本9部(正本のコピー)とし、インデックスを貼付すること。
- オ 提出期限後の企画提案書等の再提出及び差替えによる変更は、原則として認められません。ただし、柳川市が認めた場合はこの限りではありません。
- カ 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- キ 企画提案書等提出に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- ク 提出書類に記載されている個人情報については、企画提案の審査及び業者選定以外の目的には利用いたしません。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 質問がある場合は、柳川市食の自立支援事業質問書(様式第1号)を令和5年1月13日(金)午後5時までに電子メール又はファクスで提出してください。
- (2) 質問内容及び回答は、ホームページ上でお知らせいたします。
- (3) 質問内容は、募集要項及び業務仕様書の内容に関することのみとし、それ以外の質問については回答いたしません。
- (4) 質問に対する回答は、令和5年1月20日(金)に、柳川市ホームページの新着情報(アドレス <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/kenko.html>)に掲載いたします。

8. 欠格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項で示された提出書類の提出期限、提出場所及び提出方法並びに提出書類作成時の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 企画提案の審査方法及び評価

- (1) 審査項目及び評価

事業者から提出された企画提案書等を基に、次の審査項目について審査及び評価を行う。（総点数 160 点）

- ア 配食サービス実施の能力及び実績（10 点）
- イ 食の自立支援事業の実施にあたっての理念・目標等（10 点）
- ウ 調理・配達に係る作業工程（10 点）
- エ 調理・配達における配慮・工夫（20 点）
- オ 職員体制、職員衛生管理体制（10 点）
- カ 設備・器具類の安全管理体制（10 点）
- キ 衛生管理・苦情処理・事故防止対策（15 点）
- ク 緊急時（問題発生時）の具体的対応方法（10 点）
- ケ 個人情報保護の措置（5 点）
- コ 栄養価、献立について（10 点）
- サ 安否確認の方法について（10 点）
- シ 1 食当たりの単価について（20 点）
- ス 審査用弁当について（20 点）

（2）選定委員会

審査及び評価は、柳川市の庁内に設置する選定委員会の審査を経て選定します。

（3）受託候補者の決定

企画提案書等を基に、総合的に審査し、受託候補者を決定します。

ア 1 次審査（書類審査）

事業者から提出された同要項 6 の（1）に掲げる書類を審査します。

イ 2 次審査（プレゼンテーション）

業者から企画提案書に基づくプレゼンテーションを行ってもらい、これについて審査します。提出された試食用の弁当を委員が試食し、採点します。

ウ 最終審査

1 次審査と 2 次審査で最も優秀な業者を優先交渉権者として選定します。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合は、次点交渉権者と協議を行うことがあります。

なお、柳川市が期待する内容の提案がない場合には、すべての提案を不採用とする場合があります。

（4）審査過程における確認等

審査の過程において、提出書類の内容に疑義が生じたときは、1 4 の担当部署から電話等により業者に対し必要な確認をすることがあります。

（5）審査基準

受託できる者の条件を満たすものの中から、提出された申請書類等及び関係書類を審査の上、総合的に判断して選定します。

合格基準点は、総合得点の 60%を満たした事業者とします。（合計得点 \geq 評価項目の合計点（160 点） \times 審査会委員の人数 \times 0.6）最低基準点に満たない場合、また評価項目のいずれかの点数が 6 割に満たない場合は選定しないものとする。

10. 審査結果の通知

優先交渉権者を選定した審査結果は、公募型プロポーザル参加届提出者全員に書面により郵送で通知します。なお、審査内容については開示いたしません。

11. 業務委託契約の締結

審査結果の通知後、柳川市は選定された優先交渉者との間で契約締結に向け、直ちに協議を行い、協議が調えば契約を締結します。契約後は業務受託業者として、業務を実施していただきます。契約日は、令和5年4月1日（土）とします。

契約に至らなかった場合、当該事業開始までに掛かった一切の費用を柳川市は補償しない。

なお、契約保証金については、柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）の規定による。

12. その他

申請書類等に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加希望者の負担とする。

13. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 申請書類等の提出期間 | 令和5年1月5日（木）～1月31日（火） |
| (2) 質問書の提出期間 | 令和5年1月5日（木）～1月13日（金） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和5年1月20日（金） |
| (4) 1次審査結果通知 | 令和5年2月初旬予定 |
| (5) 2次審査（プレゼン） | 令和5年2月上旬予定 |
| (6) 2次審査（最終）結果通知 | 令和5年2月下旬予定 |
| (7) 契約締結日 | 令和5年4月1日（土） |

14. お問い合わせ先

住所 〒832-8601 柳川市本町87番地1

柳川市 保健福祉部 福祉課 高齢者福祉係

電話 0944-77-8516（直通）

FAX 0944-73-9211

E-Mail 40207fukushi-kou@city.yanagawa.lg.jp